

講演

中国における株主の知る権利の拡張の 制度的構造について

王 建文
洪 驥 (訳)

- 一 問題提起：親会社株主の知る権利を拡張的に行使する現実的需要
- 二 親会社株主の知る権利の窮地の打開策：知る権利の拡張
- 三 中国における株主の知る権利拡張制度の内容
 - (一) 株主の知る権利拡張行使の要件
 - (二) 株主の知る権利拡張行使の主体
 - (三) 株主の知る権利拡張の適用範囲
 - (四) 株主の知る権利拡張における権利行使の方法
 - (五) 株主の知る権利拡張制度における隷属会社の拒絶事由
 - (六) 株主の知る権利拡張的行使が拒絶される場合の法的救済
- 四 結語

一 問題提起：親会社株主の知る権利を拡張的に行使する 現実的需要

市場経済の発展およびビジネス環境の改善に伴って、我が国の市場主体の数が安定して伸び続け、殊に近年の「大衆による起業、万人によるインセンティブ」(〔大衆創業、万衆創新〕)という政策を駆動させる中で、我が国における会社の登録数は爆発的な増加現象を呈している。親子会社という組織形態やグループ会社モデルなどが大量に出現し、一部の会社は「ピラミッド型持分構造」(pyramiding ownership structure)まで形成している。すなわち、一社が子会社を投資・設立し、あるいはその株を所有し、さらに子会社が孫会社を投資設立し、あるいはその株を所有することによって、階層と数量の多い会社グループができあがる、ということである。このようなピラミッド型の持分構造

の下で、子会社や孫会社などは往々にして親会社の実質的な主要資産ないしそのすべての資産を構成し、親会社の大多数の業務も親会社や孫会社等の階層によって運営され、一部の親会社は完全に抜け殻あるいは持ち株の場所へと退化してしまっている。子会社や孫会社における重大事項に関する政策決定と日常の経営管理については、主にして親会社の支配株主⁽¹⁾および実質的に彼らに選任された取締役や上級管理職によって実施されるがゆえに、親会社のその他の株主たちは往々にして会社管理の舞台から排除され、子会社の事務に関してほとんど「発言権」を持っておらず、こうして、実質的な「権益の縮減」が発生しがちである。仮に親会社の有力株主や実際上の支配者あるいは子会社の取締役や上級管理職が子会社を通じて親会社のその他の株主たちの利益を侵害する場合、親会社の株主が即時にそれを知って対策を講ずることは極めて困難であろう。親会社の株主の知る権利という角度から見て、彼らに子会社の事情に関して知る権利を行使できるように付与しなければならない。なぜなら、親会社の株主が子会社の経営状況についてしっかりと知悉し、そして、彼らの権利を侵害する行為に対して即時に対策を講ずることができるからである。

ところが、我が国現行の会社法の枠組みは単独の法的主体を前提として立てられており、そこでは、会社の独立した法人格を堅持することが根本原則とされているため、親会社の株主が子会社に対して知る権利を行使することは明確な法的根拠を有しないと解される⁽²⁾。実務上の需要がきわめて強烈である一

(1) (原文：控制股东) 所有する議決権、協議またはその他の活動を通して会社に支配的な影響を与えることのできる株主のことを指す。学界では優位に立つ株主のことを、「大株主」(大股东)か「支配株主」(控制股东)または「持株株主」(控股股东)のどれと称するかについて統一した意見は見出さないうが、「支配株主」(控制股东)という概念がますます多くの学者に受け入れられているように見え、本稿もこれを使用することにした。

(2) 我が国の会社法は株主の知る権利に関する規定は第33条と第97条において確認できる。会社法第33条1項は、「株主は会社の定款、株主総会の議事録、取締役会の議決、監査役会の議決と財務会計報告を閲覧、複写する権利を有する」とし、2項は「株主は会社の会計帳簿の閲覧を要求することができる」と規定する。会社法の全体構造を考案すれば、当該箇条の「会社」を「株主が所在する有限会社」と解釈するしかなく、すなわち、株主の身分と所在する有限会社という二つの条件を同時に満たさなければならないことである。それと同様に、第97条は「株主は会社の定款、株主名簿、会社の債券の控え、株主総会の議事録、取締役会の議決、監査役会の議決や財務会計報告を閲覧する権利を有し、会社の経営に対して建議または質疑を提出するこ

方、明確な法的根拠を欠くために、一部の法院がこの種の事案を受理しても、おおむね現行の会社法の規定に基づいて、その請求を棄却する。例えば、盧偉と宜昌山水投資有限公司や宜昌山水不動産開発有限公司の株主の知る権利をめぐる争いの判決の中で、湖北省宜昌市中級人民法院（二審法院）は、次のような判断を下した。「盧偉は山水投資公司や山水開発公司に対して株主の知る権利を有するか否かの件。当面の証拠を見る限り、盧偉は山水投資公司の株主であり、山水投資公司は全額出資で山水開発公司を設立し、山水開発公司は法律上において独立した法人格を有し、民事責任を負う。盧偉は山水投資公司の株主として当該会社に対してしか知る権利を有しておらず、会社の定款や株主会議の議事録、取締役会の決議、監査役会の決議、財務会計報告等を閲覧、複写することができるが、山水開発公司に対しては上記権利を有しない」⁽³⁾、と。明白に、湖北省宜昌市中級人民法院は会社法の株主の知る権利に関する規定に基づいて、親会社の株主の知る権利の拡張的行使という請求を退けた。もとより、極めて稀であるが、開放的な解釈手法を用いて、親会社の株主が子会社に対して知る権利を行使するためある程度の可能性を示した事案も存在する。例えば、郭某と某投資ホールディングス有限公司の株主の知る権利をめぐる争いに関する執行異議裁定書の中で、江蘇省高級人民法院は、連結財務諸表の意味内容および投資型持株会社の特殊性に対する解釈を通じて、親会社の株主の知る権利の範囲は連結財務諸表を形成するための基本的会計資料まで拡張しなければならないと指摘する。当該『執行裁定書』によれば、「投資型持株会社にとっては、そのメンバーとなる企業の経営管理状況は持株会社の株主にとって重大な利害関係を有しており、メンバーとなる企業の帳簿記録は親会社の株主にとって極めて重要である。そうだからこそ、郭某は通知状の中で某グループ投資および再投資企業の財務状況を閲覧することを要求した。もし知る権利を某グループあるいはその連結財務諸表の範囲内に留めて、当該連結財務諸表を形成するための基本的会計資料まで拡張しないと、郭某はやはり会社が編集した連結財務諸表が客観的かつ真実であるか否かを判断できないから、その訴訟目的の実現を阻害することも必至だろうし、訴訟において両当事者が達成させた調停協議の本意にも適合しない。」⁽⁴⁾、と。もちろん、本件は独特な背景を

とができる」と規定し、その中の「会社」を「株主が所在する株式会社」と解すべきであり、子会社まで含むと拡張解釈すべきではない。

(3) 湖北省宜昌市中級人民法院（2016）鄂05民終1927号民事判決書。

(4) 江蘇省高級人民法院（2017）蘇執監648号執行裁定書。

有している。すなわち、連結財務諸表の企業グループの株主が知る権利を主張することを前提として、加えて、強制執行を申請する鼓楼法院（2015）鼓商初字第222号『民事調停書』が約束した帳簿検査範囲が「その他の関係会計資料」という言回しを明言しているから、解釈の余地があるだろう。

要するに、我が国現行の会社法の枠内において、親会社の株主が子会社に対して知る権利を行使するには大変な困難を伴う。親会社の株主の利益が縮減されるという問題を解決するために、アメリカでは司法実践のなかで株主の知る権利の拡張制度を発展させており、親会社の株主が子会社の帳簿記録を閲覧することを容認し、親会社の株主の知る権利が親会社自体を乗り越えて子会社へと効力を発生させるようにしたのである⁽⁵⁾。この制度は相次いで日本など諸国の商法に継受される。我が国の国有企業や上場会社の管理にあたっては、株主義決権制度において拡張理論が導入されたが、いまだに株主の知る権利の拡張的行使という局面まで至っていない。非国有企業や上場会社もいまだにそこまで到達していない。近年、一部の学者は親会社の株主の知る権利の拡張的行使という問題に関心を持ち始めて、当該制度の海外における運用を紹介し、さらに我が国へこの制度を導入する構想を提唱した⁽⁶⁾。しかし、体系的な研究業績はなお欠如している。したがって、我が国の商法学界はこの問題について体系的な研究を展開しなければならない。一方では、比較法研究に基づいて裁判官に司法判断の参考となるものを提供し、他方では、立法論に立脚し立法案を提供する必要がある。

二 親会社株主の知る権利の窮地の打開策：知る権利の拡張

我が国現行会社法は親会社の株主の知る権利が制限されるという難問を有効に解決できないため、親会社の株主の知る権利が子会社まで及ぶ唯一の方法は、それを直接子会社へと拡張することであり、つまり、親会社の株主に直接

(5) 袁達松=王喜平「股東查閱權穿越：母公司股東權益保護的利器—相關美国法理論、實踐及我国制度的構建」東方法学2010年第4期。

(6) 袁達松=王喜平「股東查閱權穿越：母公司股東權益保護的利器—相關美国法理論、實踐及我国制度的構建」東方法学2010年第4期、王淼=王国平「母公司股東知情權穿越行使的正当性基礎及制度設計」東南學術2014年第6期、王志誠「股東帳簿閱覽權之跨越行使—企業集团内部監控法制之整合研究」王保樹主編『商事法論集〔総第21卷〕』（法律出版社、2012年）260～283頁。

子会社に対して知る権利を行使できるように授權することである。アメリカのデラウェア州と日本では、親会社の知る権利の拡張は十分に運用され、成文法に受け入れられている。2003年のデラウェア州一般会社法の改正時において、株主が拡張的に隷属会社の帳簿および記録を閲覧、複写あるいは記録する権利について明確に規定がなされた。日本は1999年の商法典改正の時、293条の8において親会社の株主が子会社の重要記録に対して閲覧および謄写する権利を増設し、2005年の日本会社法典はこの制度を踏襲し、発展させた。アメリカと日本において株主の知る権利の拡張に関する制度と運用が完備していることに鑑みて、我が国はそれを参考にして、いま存在している親会社の株主の知る権利の窮地を打開すべきである。

伝統的な会社法理論が株主の知る権利の拡張を認めないのは、最も重要な原因として、知る権利の拡張は会社の独立した法人格を突破し、ある会社の株主がその知る権利を安易に他社まで拡張させようという結果を招くからである、と考えられる。もし両社は緊密な関係にはないとした場合、ある会社の株主は当然に他社に対して知る権利を主張する理由はない。だが、もし両社の間で親子会社のような緊密な関係を生み出した場合、子会社の法人格の独立性は大きく削減され、ひいては子会社は親会社の道具へと転換する。特に親会社の有力株主や実際上の支配者あるいは上級管理職が子会社を通じて親会社のその他の株主たちの利益を侵害する場合、親会社の株主はふつうそれを察知することが困難である。したがって、もし親会社の株主に子会社の関連会議の決議や財務資料に対する知る権利を付与しないと、親会社の株主は即時に彼らの権利を侵害する行為を察知、阻止することができなくなり、あるいは侵害行為が既発した場合において権利を維持できないことになる。デラウェア州と日本における株主の知る権利の拡張的行使に関する制度と運用は現代会社制度が発展する過程のなかで株主の知る権利の拡張の必要性を示唆する。それらの制度設計の共通点は、知る権利の拡張的行使のための条件と手続、隷属会社の拒絶理由等に対する規制を含むことである。我が国の現行会社法は英米法を参照した痕跡が明らかであるとはいえ、株主の知る権利の拡張制度を取り入れていない。ただし、我が国の一部法令は株主議決権の拡張を肯定する立法上の精神を体现している。例えば、「企業国有資産監督管理暫行条例」第24条の規定によれば、各級政府の出資によって設立された企業（「所出資企業」と称される）が投資・設立した重要な子会社の重大事項において、所出資企業が国有資産監督管理機構へ申し込んで許可を求める必要のある場合、その管理方法は國務院国有資産

監督管理機構が単独で制定し、国務院へ申し込んで、許可を求めなければならぬ、と。この規定は実質的に株主の権利の拡張という効果を達成させた。それに加えて、「企業国有産権転讓管理暫行弁法」第26条と「上市公司重大資産重組管理弁法」第12条、第21条の関連規定も似たような趣旨を示している。もちろん、これらの規定はあくまでも国有企業の管理と上場会社に関する特別法であり、範囲も株主議決権の拡張に限られており、現実の需要にとうてい応えることはできない。株主の知る権利は監督権であって、株主の権利の重要な一部を構成するものであり、株主がその他の権利を行使するための前提条件でもある。株主の知る権利の拡張を認めてはじめて、株主はよりよく自分の利益を行使し、維持することができるのである。したがって、我が国は会社法の中で株主の知る権利の拡張について明確かつ詳細な規定を設けるべきであり、株主が知る権利の拡張を行使するための明確な法的根拠を提供すべきである。

もとより、知る権利の拡張は隷属会社の商業秘密の漏洩を導く可能性を有しており、さらには隷属会社の正常な経営秩序に影響を与えうることにも警戒すべきであろう。これは、隷属会社の正常な経営秩序の維持や営業秘密が漏洩されないことと、会社の株主の利益と、この二者の間でどちらがより優先的に考慮される地位にあるべきかに関わる問題である一方、我が国の知る権利の拡張制度を具体的に設計する際に考慮されるべき核心となる問題である。したがって、我が国の株主の知る権利の拡張制度を構築するとき、会社が株主の知る権利の拡張を行使するための条件を構成する独立した法人格を有するか否かについて考えなければならない。それと同時に、親会社の株主の利益の保護と子会社の商業秘密および正常な経営秩序の維持とのバランスをとるため、親会社の株主の知る権利の拡張を行使する主体、適用範囲、行使の方法、隷属会社の拒絶理由や知る権利の拡張が拒絶される場合の救済ルートなどを明確にしなければならない。端的に言えば、親会社の株主の知る権利の拡張制度は、親会社株主の合法的な利益を正当に保護する要求を満たすと同時に、子会社の経営秩序と商業秘密に損害を与えることもしてはならないのである。

三 中国における株主の知る権利拡張制度の内容

我が国の会社法の下で、株主の知る権利の拡張制度の内容は、知る権利の拡張行使の条件を含まなければならない。いかなる状況に基づいて株主は知る権利の拡張を行使できるかということである。具体的に言えば、支配関係と正当

な目的の認定という二つの側面を含んでいる。そのほか、知る権利の拡張を行使する主体、適用範囲、行使の方法、隷属会社の拒絶理由や知る権利の拡張が拒絶される場合の救済ルート等も我が国の知る権利の拡張の制度設計の主要内容となる。

(一) 株主の知る権利拡張行使の要件

1. 株主の知る権利拡張の前提：支配関係の認定

知る権利の拡張制度における両社の関係について、アメリカのデラウェア州を代表とする成文の会社法が知る権利の拡張制度を取り入れる前に、「同一主体」(alter ego)の法理、「コントロール・支配」(control or domination)の法理は一時期、アメリカの裁判所が株主の知る権利の拡張を容認するかどうかを考慮するための主要な分析経路であった。「同一主体」(alter ego)法理は、支配会社と隷属会社との間で法人格における相違以外に、構成員、財産等においてほぼ完全に一致するのであれば、特定の状況の下では支配会社と隷属会社を同一の主体と見做すべきであり、支配会社の株主は隷属会社に対して知る権利を行使できる、と説く。「コントロール・支配」法理は、実際に支配することを株主が隷属会社に対して知る権利を拡張的に行使する前提とする。つまり、ある会社がもう一社の独立した地位を無視するほどに支配しうる状況にあるのなら、株主の知る権利の拡張を行える、と説く。デラウェア州の会社法典の規定から見れば、株主の知る権利の拡張制度を構築することに関してコントロール・支配の法理を取り込んでいると考えられる。また、日本の会社法によれば、ふたつの会社が親子会社の関係を構成した場合、親会社の株主は子会社に対して知る権利を行使できるとされる。親子会社の関係は本質的に言えば一社のもう一社に対する支配であるから、アメリカのデラウェア州と日本の会社法は、知る権利の拡張制度における両会社関係についての認識は基本的に一致する。すなわち、一社がもう一社に対して実際にコントロール・支配できることである。このようなコントロール・支配関係は、持株の割合が支配とコントロールの程度まで達しているか⁽⁷⁾、それとも協議等を通じて事実上の支配とコン

(7) ただし、各社の持分の分布と持株の状況はまちまちであり、絶対的にコントロールと支配の地位に到達するような持株の数値は存在しないが、もう一社に対する持株の割合は三分の一に達しない場合、当該会社の重大事項を否決できないから、当該会社をコントロールまたは支配していると認定できないだろう。

トロール関係を達成させ、もう一社に対して持続的で決定的な影響を施すことができることから来ているのだろう。当然、知る権利の拡張の適用は親子会社に限られるのではなく、親会社と孫会社ひいては多層な会社が挟まれる両社の間においても、この両社の間で支配とコントロール関係が形成しうるかぎり、その他の条件も満たされる場合において、すべて知る権利の拡張が実現できる。この点に関して、デラウェア州における「支配会社」と「隷属会社」という表現は実務の需要により適合的ではないか。

我が国の会社法が知る権利の拡張制度を導入するにあたっては、両社間の関係につき実際上の支配を基準として画定すべきである。しかも「支配会社」と「隷属会社」のような概念を採用すべきである。会社間の多層的構造のもとで、支配株主が知る権利の拡張を行使することに対する容認と規制を包括させなければならない。実務においては、連結財務諸表を必要とする親子会社の関係の認定を基本的な判断の根拠とするべきである。「企業会計準則第33号一連結財務諸表」(2014年改訂)第7条は3項に分けて、以下の規定を設けている。「連結財務諸表の連結の範囲は支配を基本としてこれを確定しなければならない。」「支配とは、投資側が有する被投資側に対する権力のことを指し、被投資側の関連活動に参加することを通じて変わりうる報酬を得られ、しかも被投資側に対する権力を駆使してその報酬の金額に影響する能力を有する。」「本準則で称される関連活動とは、被投資側の報酬に対して重大な影響を与える活動のことを指す。被投資側の関連活動は具体的な状況に基づいて判断を行うべきであり、通常として商品または労務の販売と購入、金融資産の管理、資産の購入と処分、研究や開発活動および融資活動等を含む。」以上によって、連結財務諸表が必要とされる本質的な条件は親会社(投資側)が子会社(被投資側)に対して実際上の支配能力を有することであり、子会社の関連活動を主導する能力を有することである。司法実務においては、この財務準則の基準に完全に従う必要はないが、それを基本的な判断基準として良いだろう。

2. 株主の知る権利拡張主観的要件：正当な目的の認定

支配会社の株主の知る権利拡張の正当な目的に関して、デラウェア州一般会社法第220条(b)項はこれを株主の利益と合理的な関係性を有する目的として画定し、日本の会社法典第433条は閲覧の理由の説明のみを要求している。我が国の会社法は一般的な意味としての株主の知る権利の行使に対してもその目的の説明のみを要求している⁽⁸⁾。デラウェア州の各裁判所が支配会社の株主の知る権利の拡張に関する判例における「正当な目的」に関わる叙述をまとめ

た先行研究によれば、経営層の不法行為を調査すること、財務声明の真实性を確認すること、株式の所有権の価値を鑑定すること等を含むとされる⁽⁹⁾。したがって、デラウェア州の会社法が認めた正当な目的は株主の利益を保護することを核心とする。当然、我が国において株主の知る権利の拡張制度を確立させるときも、支配会社の株主が隷属会社の帳簿、関係会議の記録や決議等の閲覧を申請するためには正当な目的に基づいてからでなければならないことを明確にさせるべきである。支配会社の株主が知る権利の拡張を濫用することによって隷属会社の商業秘密を窃取し、隷属会社の利益を侵害することは避けるべきである。「正当な目的」をいかに認定するかについて、司法実務の中で現れてきた一般的な状況を参照したうえで、具体的な事案に対する認定をよりよく行えるように、制限列举によって支配会社の株主が知る権利の拡張を行いうる典型的な事項を明記すべきである。また、制限列举型の「正当な目的」は遺漏を避けたいので、最低限の規定を設ける必要もあるだろう。「支配会社の株主の利益と重大な関連性を有すること」を知る権利の拡張を容認するかどうかを判断するための基準とすれば、これは、一般的な意味における株主の知る権利を行使するために必要とする「会社の合法的な利益を侵害する恐れがあること」という基準よりも、はるかに厳格であろう。一方、中国最高人民法院の『關於適用〈中華人民共和國公司法〉若干問題的規定（四）』（以下『公司法司法解释（四）』と略す）第8条は、一般的な意味における株主の知る権利の行使に関する「不正な目的」を列举した。それは、以下の場合を含むとされる。（1）株主が自営業または他人のために会社の主要な業務と実質的な競争関係にある業務を行う場合；（2）株主が他人に關係情報を告知するために会社の会計帳簿を閲覧し、会社の合法的な利益を侵害する恐れのある場合；（3）株

（8）中国会社法第33条2項はこのように規定している。「株主は会社の会計帳簿の閲覧を要求することができる。株主は会社の会計帳簿の閲覧を要求する場合、会社に書面の請求を提出し、目的を説明しなければならない。会社は合理的な根拠に基づいて、株主が会計帳簿を閲覧することには、不正な目的が存在し、会社の合法的な利益を損害しかねないと認めた場合、閲覧の提供を拒絶できる。ただし、会社は株主が書面の請求を提出する日から十五日間以内において株主に返答し、理由を説明しなければならない。会社が閲覧を拒絶した場合、株主は会社に閲覧の提供を要求するように人民法院に請求することができる。」

（9）王志誠「股東帳簿閲覧權之跨越行使—企業集團內部監控法制之整合研究」王保樹主編『商事法論集〔総第21卷〕』（法律出版社、2012年）266頁。

主が会社に閲覧の要求を申し込んだ日の3年前の期間において、会社の会計帳簿の閲覧を通じて、他人に関係情報を告知することによって会社の合法的な利益を侵害したことがある場合；(4) 株主がその他の不正な目的を有する場合。『公司法司法解釈(四)』が列挙したこれらの「不正な目的」は、むしろ、支配会社の株主が知る権利の拡張を行使するために正当な目的を有するかどうかの認定にも採用されうるであろう。しかし、支配会社の株主が知る権利の拡張を行使することはあくまでも具体的な事案でしか発動しないようにするべきである。すなわち、支配会社の株主の利益に対して重大な影響を与えた場合にしか支配会社の株主が知る権利の拡張を要求できないようにするべきであり、隷属会社の帳簿、関係会議の記録や議決等をいつでも閲覧を申請できるようにするべきではない。

(二) 株主の知る権利拡張行使の主体

株主の知る権利を拡張行使する主体の資格という問題は、つまり、支配会社のいかなる株主がこの権利を行使できる資格を有するかの問題である。知る権利は株主の固有の権利であり、株主の権利の中の共益権に属する⁽¹⁰⁾ことに鑑みて、いかなる株主も単独でこれを行使できると解すべきだろう。我が国の会社法は知る権利を行使しうる株主に対して持株の割合または持株の期間について制限をかけていない。知る権利の拡張的行使も理論上このルールに従うべきであり、すなわち、支配会社の株主は法定の条件を満たした場合、すべて知る権利を拡張的に行使できるとすべきである。ただし、我が国の会社法は名義株主と名義借人について区分しておらず、名義株が存在する場合においては、名義株主と名義借人のどちらが知る権利の拡張を行使できるかを検討しなければならない。この問題に関して、デラウェア州一般会社法⁽¹¹⁾は会社の名義株主と名義借人のどちらも知る権利の拡張を行使できるとしているが、名義借人が書面資料を提供し、自分が持分(株)の受益者であることを証明しなければならないだけとする。筆者は、我が国の会社法は名義株主と名義借人について明確な区分をしていないが、最高人民法院の『關於適用〈中華人民共和國公司法〉若干問題的規定(三)』(以下『公司法司法解釈(三)』と略す)は名義株主と名義借人の権利の帰属関係や責任の負担について詳細な規定(第24条から

(10) 範健=王建文『公司法〔第五版〕』(法律出版社, 2018年) 271頁。

(11) See Del. Code Ann. tit. 8, § 220 (a) (b) (2018).

第27条に集中的に表されている)を設けた、と考える。これらの条文に内包される論理を考察すればいずれも商事法の外観主義という原則に基づいていることが分かる。つまり、名義株主と名義借人との間の関係にかかわるのであれば、当事者の間における意思の自治を適用し、名義株主と名義借人との間の約束を準拠とする。名義株主、名義借人や第三者(会社、その他の株主、会社の債権者等)の関係にかかわるのであれば、一律に名義株主が相応した権利を行使または相応した責任を負担する。最終的な利益の帰属または責任の負担にかかわるのであれば、名義株主と名義借人との約束あるいは法律の規定を根拠とする。『公司法司法解釈(三)』は一般的な意味における名義借人が知る権利を行使するための法の適用について明確にしていない。『公司法司法解釈(四)』の株主の知る権利行使に関する規定も名義株主を対象としていることが明らかである。よって、株主の知る権利を拡張的に行使する主体を確認するとき、外観主義原則に従うべきであり、名義株が存在する場合においては、名義株主によって知る権利の拡張的行使がなされるとすべきである。当然ながら、外観主義原則という考慮を置き去りにして名義借人が知る権利を拡張的に行使することは挙証責任が無駄に課される等の権利行使の効率を妨害する問題を招来し、名義借人の唐突な介入は隷属会社の商業秘密の漏洩の可能性を増すことも避けられない。極端な場合において、ひいては支配会社と隷属会社が各方に参与する合理的な予期を打破し、会社の内部関係の安定性に影響するだろう。総合的に勘案すれば、支配会社の名義株主に知る権利の拡張を行使させることは合法で合理的な制度設計であると言って良いだろう。

(三) 株主の知る権利拡張の適用範囲

従来、株主の知る権利の拡張の適用範囲に関する研究は極めて稀であり、一般的な意味における株主の知る権利の範囲と同一視することがほとんどである。すなわち、隷属会社は有限会社である場合、支配会社の株主が会社の定款、株主総会の議事録、取締役会の議決、監査役会の議決や財務会計報告を閲覧、複写する権利を有し、会社の会計帳簿の閲覧を要求できる。隷属会社は株式会社である場合、支配会社の株主が会社の定款、株主名簿、会社の債券の控え、株主総会の議事録、取締役会の議決、監査役会の議決や財務会計報告を閲覧する権利を有する⁽¹²⁾。支配会社の株主は隷属会社の株主ではないことに鑑

(12) 袁達松=王喜平「股東查閱權穿越：母公司股東權益保護的利器—相關美国法理論，實踐及我國制度的構建」東方法学2010年第4期を参照。

みて、知る権利の拡張の目的は直接隷属会社の利益に向けられたものではなく、支配会社の株主の正当な利益を保障することにあるため、一般的な意味における株主の知る権利のように、会社法の規定する関係帳簿、会議の議事録や決議に及び得ない。したがって、我が国の株主の知る権利拡張の制度を設けるとき、知る権利の範囲について限定すべきであり、その具体的な限定条件は以下2点を含むであろう。第一に、支配会社の株主の知る権利の範囲は会社法が株主の知る権利に関する一般規定を超えるべきではなく、つまり、隷属会社の株主自身が有する閲覧範囲を超えてはならない。第二に、支配会社の拡張的閲覧の具体的な範囲は当該株主が申請した当時の「正当な目的」と緊密にかかわるべきであり、その重大な利益と関連のある情報しか閲覧できない。例えば、隷属会社が増資の決議をなした場合、もし支配会社の株主はそれが自身の利益を侵害すると主張するのであれば、当該増資の決議そのものおよび関連会議の議事録についてのみ閲覧を申請できるのであって、一般論としては、会社の関係財務報告について閲覧を要求できない。ただし、当該財務報告もその株主の利益を維持するためには極めて重要である場合は、この限りでない。

(四) 株主の知る権利拡張における権利行使の方法

株主の知る権利の拡張における権利行使の方法について、立法モデルから見れば2種類が存在する。第一に、行使の対象が拡張される。つまり、支配会社が直接隷属会社に対して閲覧の申請を提出できることである。このモデルは日本を代表とする。日本会社法第443条の規定によれば、支配会社の株主は裁判所の許可を得れば、隷属会社の帳簿および関係資料等を閲覧できるとされる。表面的には支配会社の株主は裁判所に閲覧の申請を提出するが、実質的には子会社に閲覧の申請を提出することになる。裁判所の役割は事前の審査に過ぎない。第二に、行使の効果が拡張される。つまり、支配会社の株主は支配会社のみ閲覧の申請を提出できるのであって、知る権利の行使の効果が隷属会社へと拡張できるだけである。このモデルはアメリカのデラウェア州を代表とする。デラウェア州一般会社法第220条(b)項(2)款によれば、支配会社の株主は隷属会社の帳簿と記録を閲覧できるとされ、その範囲は、(1) 支配会社が隷属会社のこれらの記録を確実に所持し、かつコントロールしていること、(2) 支配会社が隷属会社をコントロールすることを通じてこれらの記録を得られること、を含むとされる。

我が国について、連結財務諸表の場合、支配会社はだいたい隷属会社の財務

会計資料を把握できるが、支配の程度の差および財務制度の規範性の程度の差によって、支配会社が隷属会社の財務会計資料を把握する程度も異なってくる。実務において、江蘇省高級人民法院（2017）蘇執監648号案における某投資ホールディングス株式会社が実施するような集中的で統一した財務制度の絶対的な支配関係もあれば、財務諸表を連結するだけで、支配会社と隷属会社は互いに独立した立場にある相対的な支配関係もある。絶対的な支配関係のもとでは、直接支配会社に対して株主の知る権利の拡張を行使するように主張したほうがより便利である。相対的な支配関係のもとでは、直接隷属会社に対して株主の知る権利の拡張を行使するように主張したほうがより便利である。したがって、我が国は株主の知る権利の拡張における権利行使の対象について絶対的な規定を設けるべきではなく、支配会社の株主が必要に応じて自主的に選択できるように認めさせなければならない。裁判所に知る権利の拡張の申請を提出すべきかどうかについては、我が国の会社法は、一般的な意味における株主の知る権利の行使に際して株主が関係資料の閲覧の申請について裁判所の同意を得ることを要求していないため、効率性の向上や支配会社の株主の利益の維持という現実的需要から考えれば、知る権利を拡張的に行使するには裁判所の同意を要求する必要はない。もちろん、知る権利の拡張のための条件を満たしながらも隷属会社に拒絶される場合は、支配会社の株主は当然訴えを提起し、隷属会社に関係資料の提供を強制的に要求する権利を有する。

（五）株主の知る権利拡張制度における隷属会社の拒絶事由

会社の独立した法人格は法律によって保障されるべきであり、会社の独立した法人格を随意に否定しないことは、近代会社法の根本理念の一つである。しかし、支配会社の株主が知る権利を拡張行使することを通じて隷属会社の利益を侵害する可能性がある。特に知る権利の拡張を濫用して、その商業秘密を詮索・漏洩し、私利を図ることが考えられよう。加えて、知る権利の拡張を任意に行使することは必然的に会社の正常な経営秩序に危害を招来することに鑑みれば、特定の状況においては、隷属会社が支配会社の株主の知る権利の拡張請求を拒絶できることを明確にしなければならない。両社間の関係は実際上の支配と被支配関係あるいは支配会社の株主は知る権利の拡張的行使が正当な目的を欠く場合、その知る権利の拡張を拒絶できるのは他言を要しない。ただ、知る権利の拡張を行使するための要件が満たされた場合において、いかなる理由に基づいて支配会社の株主の知る権利の拡張請求を拒絶できるかが、検討に

値するだろう。デラウェア州一般会社法の第220条と日本会社法第433条2項はいずれも隷属会社が支配会社の株主の知る権利の拡張を拒絶できる理由を列挙している。対比してみれば、前者の列挙した拒絶理由は比較的少ないのに対して、後者の列挙は比較的詳細である。我が国は統一した法律を施行しており、デラウェア州一般会社法が列挙したような、法律の適用の相違によって発生した知る権利の拡張が拒絶されるという事由はありえないだろう。そういう意味では、日本の会社法が規定した拒絶事由のほうが我が国にとってより参照する価値があるのではないか。我が国の知る権利の拡張制度を具体的に構築するとき、隷属会社の商業秘密の保護、隷属会社の正常な経営秩序を妨害しないこと、知る権利の拡張に乗じて違法に私利を図ることの防止等の角度から、実務の需要に照らし合わせて、隷属会社の拒絶事由を明確にしなければならない。

(六) 株主の知る権利拡張的行使が拒絶される場合の法的救済

〔中国〕会社法第33条によれば、株主が知る権利を行使し、会社が閲覧の提供を拒絶する場合、有限会社の株主は法院に訴訟を提起し、会社に閲覧を提供するよう要求することができる、とされる。会社法第97条は、株式会社の株主が知る権利の訴訟を提起できると明文で規定していないが、長期にわたる司法実務は基本的に株式会社の株主の訴権を認めている。『公司法司法解释（四）』第7条は、株主が会社法第97条に基づいて知る権利の訴訟を提起する場合、人民法院はこれを法に依って受理しなければならないと明らかにした。したがって、有限会社であれ、株式会社であれ、知る権利が侵害された場合、株主は知る権利の訴訟を提起する権利を有する。もし支配会社の株主は知る権利の拡張を行使するのが拒絶される場合、同様に支配会社の株主に訴権を付与すべきであり、知る権利拡張の形骸化を避けるべきである。注意すべきなのは、『公司法司法解释（四）』第7条2項の規定によれば、株主が知る権利の訴訟を提起するとき、株主資格を必要条件としているが、もし株主が訴訟を提起するときに株主資格を有しないのであれば、持株の期間中に合法的な利益が侵害されたことに基づいて、法に依って持株期間中の会社の特定な文書資料を閲覧または複写することを請求するしかないことになる。そこで、支配会社の株主の知る権利の拡張的行使が拒絶されて訴訟を提起することについて、支配会社の株主と支配会社、支配会社と隷属会社という二層の関係にかかわるがゆえに、その訴訟当事者の適格性はどうかあるべきだろうか。明らかのように、支配会社の株主が知る権利拡張の訴訟を提起するとき、支配会社の株主資格を有するし、

支配会社がまたそれと同時に隷属会社を実質的にコントロールしているのであれば、支配会社の株主は、知る権利拡張の訴訟を提起する当事者として適格である。ただ、原告が知る権利拡張の訴訟を提起するとき、支配会社の株主資格のみを有するが、支配会社がすでに隷属会社と実質的なコントロール関係が存在しない場合、あるいは、原告が知る権利拡張の訴訟を提起するとき、すでに支配会社の株主資格を失いながらも、支配会社がなお隷属会社を実質的にコントロールしている場合、という2種類の状況においては、原告は訴訟主体としての資格を有するかどうか、検討を要するだろう。前者の場合では、原告は支配会社の株主資格を有するが、支配会社が隷属会社とすでに実質的なコントロール関係が存在しないため、両社がそれぞれ独立した法人格を持つので、親会社株主は子会社に対して知る権利を主張するには法的根拠を欠き、そこで原告はいわゆる「知る権利の拡張」を主張しても請求権の基礎を有しないだろう。後者の場合では、原告は本来支配会社の株主資格を有していたが、起訴の時点ではそれを喪失したとして、『公司法司法解釈（四）』第7条2項の類推解釈によって、もし隷属会社が、原告が支配会社の持分を所有する期間中においてその利益を侵害する行為を行ったのであれば、訴訟提起の時点で原告が支配会社の株主資格を喪失したとしても、原告が持株の期間中に合法的な利益が侵害された事実に基づいて、法に依って持株期間中における隷属会社の特定な文書資料を閲覧または複写することを請求する権利を有するとするべきであろう。

四 結語

本稿では、制度の構築の部分で述べた株主の知る権利拡張の制度的構造に関する内容は、知る権利拡張の特殊性をにらんで考察したものであるが、一般的な意味における株主の知る権利の行使が必要とする書面の形式、請求を提出する期間等も、そのまま株主の知る権利拡張制度に適用できる。株主の知る権利拡張制度がいまだに確立されていない背景のもとで、目下「ピラミッド型持分構造」が大量に現出しつつあることに鑑みて、支配会社の株主の利益が侵害されるケースは日々続出しており、支配会社の株主の権利をよりよく保障するために、司法機関は創造的な司法を通じて、支配会社の株主が隷属会社に対して知る権利を行使する経路を模索しなければならない。これに関して、江蘇省高級人民法院（2017）蘇執監648号『執行裁定書』は特殊な背景を有するとはい

え、解釈論に踏み込んで、支配会社の株主が隷属会社に対して知る権利を行使する経路を積極的に模索しようとしたことは、評価に値するであろう。この過程において、最高人民法院は関係案例を指導的案例として積極的に前進させて、株主の知る権利拡張の訴訟における司法実務に指針を示すべきである。関連する司法実務の発展とともに、最終的に会社法の改正を通して株主の知る権利の拡張制度を正式に導入すべきである。

〔訳者付記〕本稿の翻訳に際して、望月穂貴氏（早稲田大学法学学術院助手）の協力を得た。記して謝意を表したい。